

期 間 入 札 の 公 告

令和 6年 4月12日

甲府地方裁判所民事部執行係

裁判所書記官 竹 内 大 輔

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 6年 5月 2日 午前 8時30分から 令和 6年 5月 9日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 6年 5月16日 午前10時00分 場 所 甲府地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 6年 6月 6日 午前10時00分 場 所 甲府地方裁判所民事部執行係
特別売却 実施期間	令和 6年 5月17日 午前 8時30分から 令和 6年 5月23日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 株式会社商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託締結証明書
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 6年 4月12日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|--------------|
| 1 | 所 | 在 | 甲府市東下条町字西河原 |
| | 地 | 番 | 47番1 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 265.84平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 5年 9月 27日

甲府地方裁判所民事部執行係

裁判所書記官 竹 内 大 輔

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

【物件番号1】

本件土地につき、売却対象外の建物（家屋番号47番1）及び売却対象外の未登記附属建物（種類：物置兼便所、構造：コンクリートブロック造陸屋根平家建、床面積：約7平方メートル、所有者：本件所有者）のために法定地上権が成立する。

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

隣地（地番47番2）との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。



11

- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 甲府市東下条町字西河原
地 番 47番1
地 目 宅地
地 積 265.84平方メートル



令和5年(ヌ)第17号

令和5年6月5日受理

令和5年6月26日提出

現況調査報告書

甲府地方裁判所

執行官 長谷川 毅 印

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

総丁数
20枚

物件目録

1 所 在 甲府市東下条町字西河原
地 番 47番1
地 目 宅地
地 積 265.84平方メートル

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	甲府市東下条町47番地
土地	物件 1
現況地目	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地(物件 1) <input type="checkbox"/> 公衆用道路(物件) <input type="checkbox"/> 雑種地(物件)
形状	(概ね)土地建物位置概略図のとおり
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が、本土地上に、主に下記目的外建物を所有し、占有している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり
その他の事項	<p>1 本件土地の接道関係は、写真11ないし14のとおり。なお、本件土地の境界付近は、進入路部分及び南側隣地(地番47番2)との境界部分以外、ブロック塀で区画されている。その他、下記目的外建物の北側部分の壁が、ブロック塀と一体となっている(写真7参照)。</p> <p>2 本件土地(高)と、東側隣地(地番46番2)(低)との間に、1.3メートル程度の高低差が認められる(写真15, 16参照)。</p> <p>3 本件土地(高)と、南側隣地(地番47番2)(低)との間に、最大30センチメートル程度の高低差が認められる。なお、両土地の東側境界付近に、境界標(写真21参照)や、植込み、石などが存在するが、一面地を形成していることなどから、両土地の境界は、外観上、判然としない(写真17, 18参照)。</p> <p>4 本件土地の西側に床板が存在する。関係人の陳述によると、買受人は、占用許可申請手続きをしなければならない(手続きの詳細は、甲府市道路河川課で確認してください)。</p> <p>5 本件土地の西側部分や南東側部分などに、本件所有者が置いているものと推察される、ビニールシートで覆われた建築資材等が存在する(写真19, 20, 22参照)。</p> <p>6 下記目的外建物の建物図面は、法務局に、備え付けられていない。</p>
執行官保管の仮処分	ない
建物 (目的外建物)	<input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
土地建物の位置関係	(概ね)土地建物位置概略図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(占有関係用〈単独〉)

占有者及び占有権原 (物件 1 関係)	
占有範囲	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/>
占有者	<input checked="" type="checkbox"/> 本件土地所有者 (債務者) <input type="checkbox"/>
占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 敷地 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> 資材置場 <input type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> 物置
□関係人(□ () □ ())の陳述/□提示文書()の要旨	
占有権原	<input type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> 使用借権 <input checked="" type="checkbox"/> 所有権
占有開始時期	平成29年9月26日
最初の契約日	平成 年 月 日
契約等期間	平成 年 月 日 から <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日まで 年間 <input type="checkbox"/> 期間の定めなし
更新の種別	<input type="checkbox"/> 合意更新 <input type="checkbox"/> 自動更新 <input type="checkbox"/> 法定更新
現在の契約等期間	令和 年 月 日 から <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日まで 年間 <input type="checkbox"/> 期間の定めなし
契約等貸主	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 ()
当事者借主	<input type="checkbox"/> 占有者 <input type="checkbox"/> その他の者 ()
賃料・支払時期等	毎月 金 円 (毎月 限り 月分支払) <input type="checkbox"/> 前払 (分 円) <input type="checkbox"/> 相殺 (分 円)
敷金・保証金	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある (□敷金 円 □保証金 円)
特約等	<input type="checkbox"/> 譲渡・転貸を認める <input type="checkbox"/>
その他	
執行官の意見	<input checked="" type="checkbox"/> 上記のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 下記のとおり <input type="checkbox"/> 「執行官の意見」のとおり
占有開始時期は、債務者が、目的外建物を単独相続したと思われる時期とした。	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

目的外建物の概況 (物件 1 関係)	
所在地	甲府市東下条町47番地1
家屋番号	<input checked="" type="checkbox"/> 47番1 <input type="checkbox"/> ない (未登記)
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> 作業所
構造	木造瓦葺平家建
床面積 (概略)	約106平方メートル
所有者	<input checked="" type="checkbox"/> 本件所有者 (債務者) <input type="checkbox"/> 不明
建築時期	昭和35年5月23日 (登記記録上)
建築者	<input type="checkbox"/> 現所有者 <input checked="" type="checkbox"/> その他の者 (●A●●) <input type="checkbox"/> 不明
その他の事項	<p>1 目的外建物の所有関係について 上記目的外建物の登記記録上の所有者は、●A●●である。 一方、本件土地登記記録によると、本件土地は、●A●●が、平成20年1月4日に亡くなったため、●B●●が単独相続し、その後、●B●●が、平成29年9月26日に亡くなったため、債務者が本件土地を単独相続したことが認められる。 また、債務者と面談することはできなかったが、目的外建物の所有関係も、本件土地と同様に移転したものとして処理することが相当であると考え。 よって、本件差押え時の、目的外建物の所有者は、債務者であると認定した。</p> <p>2 目的外建物の床面積について 目的外建物の登記記録上の床面積は、66.11平方メートルであるが、現地での簡易計測の結果、上記のとおり認定した。</p> <p>3 附属建物認定について 目的外建物の南東側に、建物 (種類:物置兼便所、構造:コンクリートブロック造陸屋根平家建、床面積:約7平方メートル) が存在するが、目的外建物の所有関係認定の経緯、当該建物の用途性、位置関係等から、当該建物を目的外建物の附属建物として処理することが相当であると判断した。</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(その他の事項用)

その他の事項

下記隣地（登記上の記載は下記のとおり）との境界が、外観上、判然としない。

地番	地目	地積	所有者
47番2	畑	575.00㎡	●C●●

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等

陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
甲府市役所道路河川課 職員	<ol style="list-style-type: none">1 本件土地と、西側通路との間に、床板があります。2 本物件所有者は、上記床板にかかる占有許可が必要となるため、買受人は、速やかに、占有許可申請をしてください。なお、申請窓口は、当課です。ホームページから、占有許可申請書入手し、提出をお願いします。3 上記床板に対する占有料が発生します。

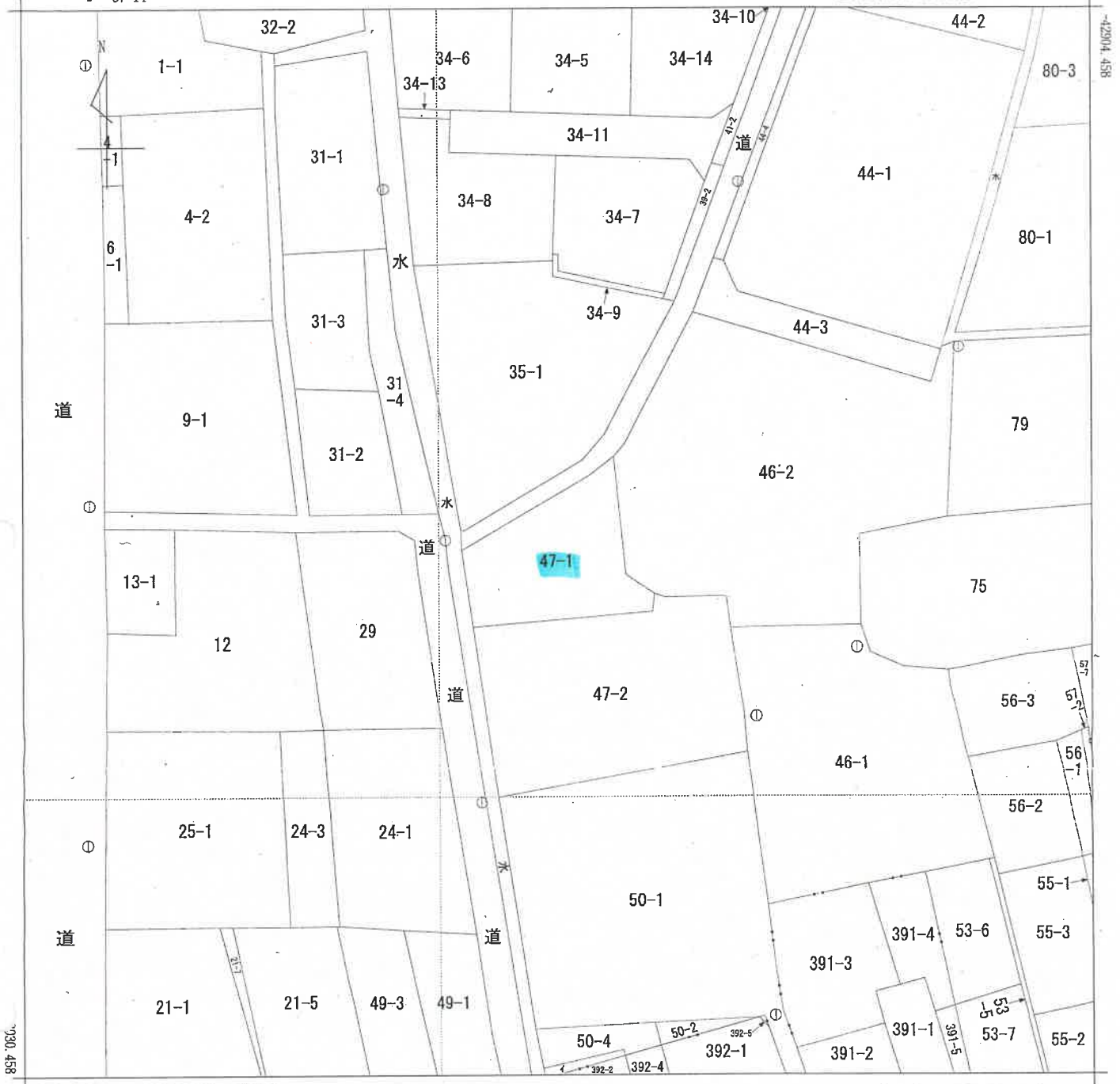
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
5年 6月12日(月)	当庁執行官室	甲府地方法務局宛て登記事項証明書交付請求(郵送) ※返信用封筒同封
5年 6月13日(火) 10:00-11:40	物件所在地 (1回目)	現況調査, 写真撮影
5年 6月13日(火) 16:00-16:20	甲府地方法務局	建物図面交付請求(窓口) ※目的外建物の建物図面は備え付けられていなかった。
5年 6月20日(火) 15:25-15:35	甲府市役所資産税課 (甲府市丸の内1丁目)	課税関係書類交付申請(窓口) ※返信用封筒交付
5年 6月20日(火) 15:40-16:00	甲府市役所道路河川課 (甲府市丸の内1丁目)	同課職員から聴取
5年 6月21日(水) 9:20-10:00	物件所在地 (2回目)	現況調査, 写真撮影 <評価人同行>
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人 を立ち合わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p>		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

イ 50-3
ロ 57-14

(座標値種別：図上測定) +6594.458



+6469.458 (座標値種別：図上測定)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出
東下条町

請求分	所在	甲府市東下条町字西河原		地番	47番1				
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系又は番号は記号	VIII	分類	地図(法第14条第1項)	種類	地籍図
作成年月日				備付年月日(原図)	昭和60年2月		補記事項		

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。

(甲府地方務局管轄)

令和5年4月14日

大津地方務局

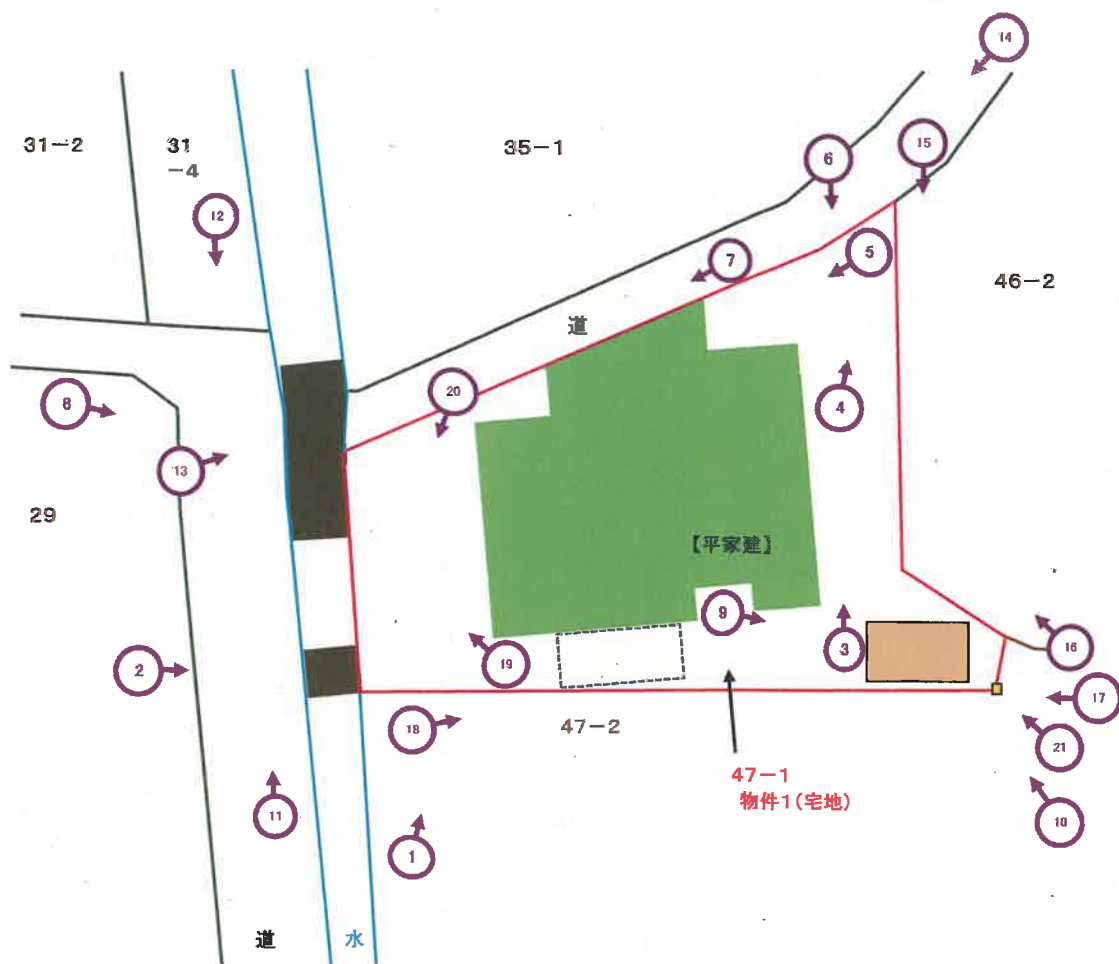
地図整理番号：M23514

登記官

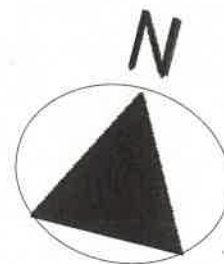
(1/1)

写真撮影
位置・方向

土地建物位置概略図



- 居宅(目的外建物。47番1。大凡の位置, 範囲)
- 物置兼便所(目的外建物の未登記附属建物)
- 下屋
- 境界標
- 床板(大凡の位置, 範囲)



【 申立外の近隣地 (6筆) を表示 】

1

居宅(目的外建物)



物件1(宅地)

2

居宅(目的外建物)



物件1(宅地)

3

居宅(目的外建物)

物件1(宅地)



4



物件1(宅地)

居宅(目的外建物)

5



物件1(宅地)

居宅(目的外建物)

6



物件1(宅地)

居宅(目的外建物)

7



居宅(目的外建物)

8



9

物置兼便所



ビニールシートで覆われた
建築資材等(写真22参照)

物件1(宅地)

10

物置兼便所



物件1(宅地)

11

西側近隣地
(29)

物件1(宅地)



接道関係

12

物件1(宅地)



接道関係

13

居宅(目的外建物)



接道関係

14

物件1(宅地)



接道関係

15

東側隣地
(46-2)

居宅(目的外建物)



16

居宅(目的外建物)

東側隣地
(46-2)



17



物件1(宅地)

南側隣地
(47-2)

18



下屋

物件1(宅地)

南側隣地
(47-2)

19



物件1(宅地)

20



物件1(宅地)

21

物件1(宅地)



南側隣地
(47-2)

境界標

22



本件土地の南東側部分に置かれている、ビニールシートで覆われた建築資材等を撮影したもの

事件番号 令和 5 年 (又) 第 17 号

意見書(電話聴取)

物件明細書添付の物件目録記載の不動産につき、前回の売却基準価額から30%の割合による減価をすることは相当である。

令和6年2月27日

評価人 鶴田郁哉

(同日確認済み 甲府地方裁判所民事部執行係 裁判所書記官 竹内大輔)

競第 520号
令和 5年 (又) 第 17号
令和 5年 6月21日 現地調査
令和 5年 6月26日 評 価

甲府地方裁判所 民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
鶴 田 郁 哉

第1 評価額

評 価 額	
物件1	金 1, 3 1 0, 0 0 0円

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類または品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として、公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目積	次々頁物件目録記載のとおり	
特記事項			
<p>・ 本件物件上には以下の目的外建物が存する。</p> <p> 家屋番号 47番1</p> <p> 種類 居宅</p> <p> 構造 木造瓦葺平家建</p> <p> 床面積 約106㎡（増築部分を含む）</p> <p>未登記建物</p> <p> 種類 物置兼便所</p> <p> 構造 コンクリートブロック造陸屋根平家建</p> <p> 床面積 約7㎡</p> <p> 土地利用権原は法定地上権と判断した（現況調査報告書4枚目参照、なお、物置兼便所は居宅の附属建物と認定した）。</p> <p> また、本件物件上にはビニールシートで覆われた建築資材等が存する。</p> <p>・ 申立外土地「地番47番2」との境界が不明確である。</p> <p>・ 本件物件は市街化調整区域に位置する。甲府市では、市街化区域と市街化調整区域に区域区分を定めたのは昭和46年3月である。市街化調整区域では、都市計画法第43条第1項により原則として許可（甲府市の場合は市長が許可権者）を受けなければ、建築物の建築、改築、用途変更、第一種特定工作物の新設をすることができないが、甲府市は、昭和46年3月以前に建築された建築物については「従前の建築物の全部もしくは一部を除却する場合には、従前の建築物と規模・構造・用途・敷地の位置がほとんど同様の建築物を建築等する場合、当該建築物は、新築及び改築に該当せず、都市計画法第43条の適用を受けない」との運用を行っている（都市計画法施行規則第60条に基づく適合証明書（60条証明）の交付を受ける必要がある）。本件物件については、昭和46年3月以前に宅地であったことを証明できる図面（航空写真等）があれば当該運用が適用される可能性がある（目的外建物が存在することを要す）。</p> <p>・ 上記運用を受けられない場合、建築物の新築等を行うためには都市計画法第43条1項に定める許可（甲府市の場合は市長が許可権者）を要する。許可の基準は都市計画法第33条及び第34条に規定する開発許可の基準の例に準じて、政令で定めるとされている。甲府市では「甲府市開発許可技術基準」第6章「宅地の防災」第7「安</p>			

特記事項

全対策区域における安全上及び避難上の対策」で、都市計画法第34条に基づく開発等行為を行うにあたり、その開発等区域に、安全対策区域に指定されている土地が含まれる場合は、盛土を行う等の安全上及び避難上の対策を行わなければならないとされている（一部例外あり）。本件物件は当該安全対策区域に該当する。買受希望者は事前に甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課 [REDACTED] と協議することが望ましい。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-----|--------------|
| 1 | 所 在 | 甲府市東下条町字西河原 |
| | 地 番 | 47番1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 265.84平方メートル |

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等 (物件1)

位置・交通	JR身延線「甲斐住吉」駅の南方道路距離約2.8kmに位置する。	
付近の状況	市街化調整区域内の戸建住宅を中心に農地も残る地域。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化調整区域 指定 60% 指定 200% 無指定 下記特記事項参照 下記特記事項の外、評価に影響を与える重要な規制はない
面地条件 (規模, 形状等)	<p>規模 : 265.84㎡ 間口 : 約9m (※) 奥行 : 約22m 形状 : ほぼ台形 地勢 : ほぼ平坦</p> <p>※西側道路を基準とした。なお、道路との間に幅約1.8mの開渠・暗渠(法定外水路)がある。西側道路からの出入りは開渠に架かっている床版を使っており、床版の幅は約1.9mである。暗渠部分と本件物件との間にはブロック塀があるため出入りはできない。</p> <p>高低差: 接面道路とほぼ等高 接面道路との関係: 角地</p>	
接面道路	<p>西約3.5m舗装道路(法定外道路、建築基準法第42条第2項道路に該当)。 北西約2.7m舗装道路(法定外道路、建築基準法第42条第2項道路に該当。当該幅員には申立外土地「地番35番1」のセットバック部分が含まれているものと推察される。)</p> <p>上記のとおり、西側道路との間に開渠が介在し、床版が架けられている。床版を架けるためには水路の占用許可申請を要するが、当該申請は出ていないとのこと(甲府市役所にて聴取)。</p>	
土地の利用状況及び隣地の状況等	<p>目的外建物の敷地として利用。</p> <p>※建物の配置は現況調査報告書添付の「土地建物位置概略図」とおり。</p>	
供給処理施設	<p>上水道: あり(メーターボックスあり) ガス配管: なし(地域としてなし) 下水道: あり(公設枳あり)</p>	

特記事項	<ul style="list-style-type: none">・「甲府市洪水ハザードマップ」によると本件物件は最大浸水深3.0m～5.0m未満である。・「甲府市景観計画」「甲府市景観条例」に基づき一定規模を超える建築物や工作物の新築・増築等する場合は市への届出が必要となる。
------	---

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1 (土地)

物件1の標準画地価格を算出し、これに市場性修正等を行って更地価格を求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/m ²) ア	個別 格差 イ	地積 (m ²) ウ	建付減価 補正率 エ	市場性 修正率 オ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ×オ=カ
1	25,700	0.80	265.84	1.00	1.00	5,470,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価調査 甲府(県)-21

基準価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格

$24,300\text{円}/\text{m}^2 \times 99.6/100 \times 100/100 \times 100/94 \approx 25,700\text{円}/\text{m}^2$

◇時点修正：年率-0.40%を補正 {100%+ (-0.40%÷12ヶ月×12ヶ月) =99.6%}

◇標準化補正：±0.0

◇地域格差：街路条件(道路の幅員+5)

交通・接近条件(最寄り駅への接近性▲1)

環境条件(居住環境▲10)

合計 { (1.00+0.05) × (1.00-0.01) × (1.00-0.10) } ×100≈94

イ 個別格差：物件1 画地条件(形状▲5 角地+2 水路介在▲10 境界不明確▲1 要セットバック▲7

合計 { (1.00-0.05) × (1.00+0.02) × (1.00-0.10)

× (1.00-0.01) × (1.00-0.07) } ≈0.80

ウ 地積：登記記載の地積

エ 建付減価補正率：物件1 1.00

オ 市場性修正率：必要なし

2 評価額の判定

前記により求めた価格から土地利用権価格を控除し、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ÷ウ
1	5,470,000	0.50	法定地上権	2,740,000

登記記載等から土地利用権原は法定地上権と判断した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①カ)ア	土地利用権価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ)イ	市場性 修正率 ウ	競売 市場 修正率 エ	占有 減価率 オ	その他の 控除減価 率 カ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ ×カ
1	5,470,000	-2,740,000	0.80	0.60	1.00	1.00	1,310,000
一括価格 (合計)							1,310,000

ウ 市場性修正率 : 物件1 0.80 (底地の単独売却で有効需要の減退が見込まれる▲20)

エ 競売市場修正率 : 物件1 0.60 (評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した)

オ 占有減価率 : 必要なし

カ その他の控除減価率 : 必要なし

第6 参考価格資料

1 地価調査価格 甲府(県)-21

所 在：甲府市小曲町字寺東93番2外
価 格：24,300円/m²
位 置：JR身延線「甲斐住吉」駅の南東方道路距離約3.6kmに位置する
価 格 時 点：令和4年7月1日
地 積：330m²
供給処理施設：上水道・下水道
接 面 街 路：北側4.8m舗装市道に接面
用途指定等：市街化調整区域（建蔽率60%、容積率200%）
地域の概要：農地も残る中に中規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域

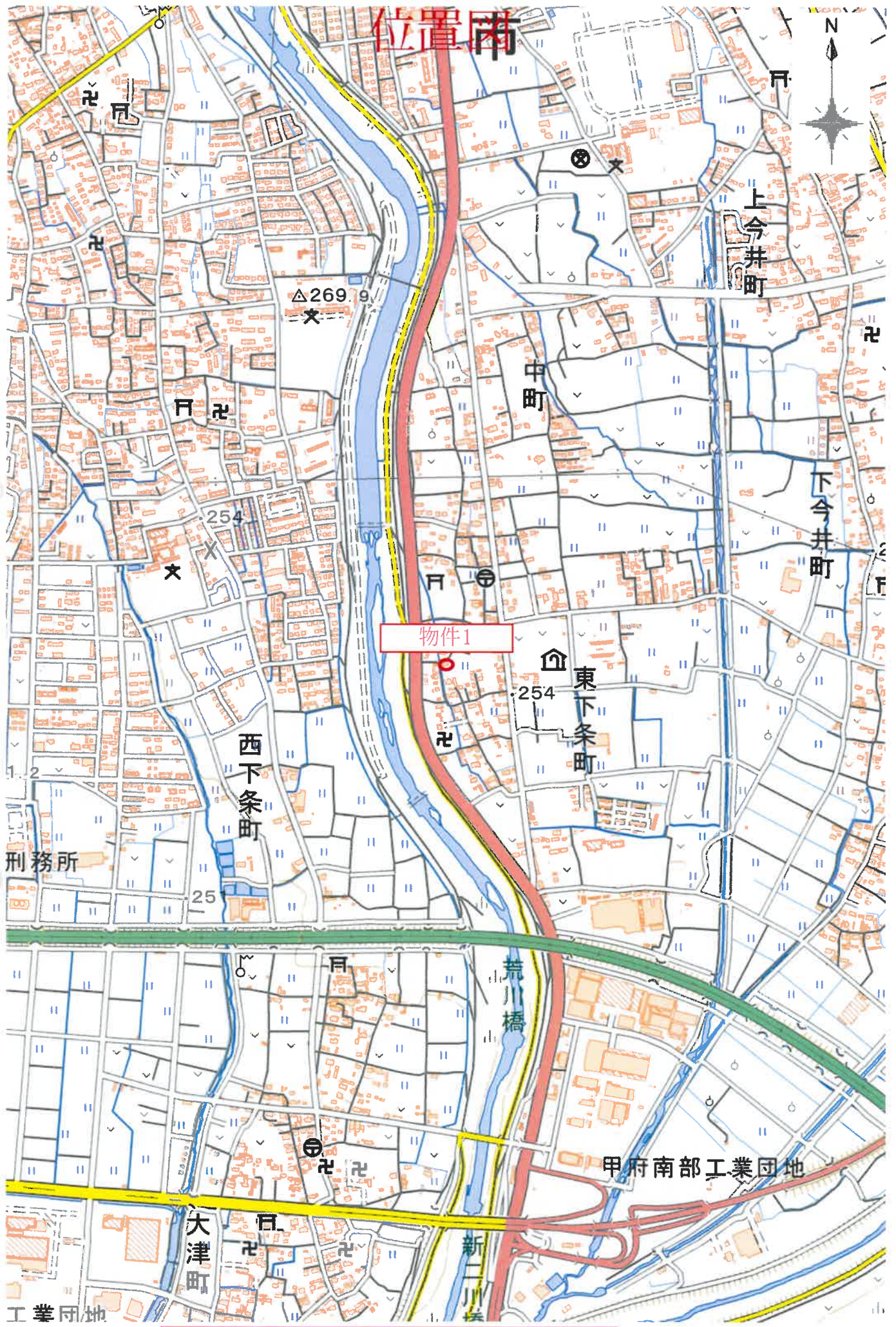
第7 附属資料の表示

位置図

公図写

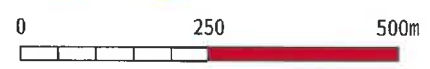
以 上

位置図



工業団地
縮尺: 1 / 10,000

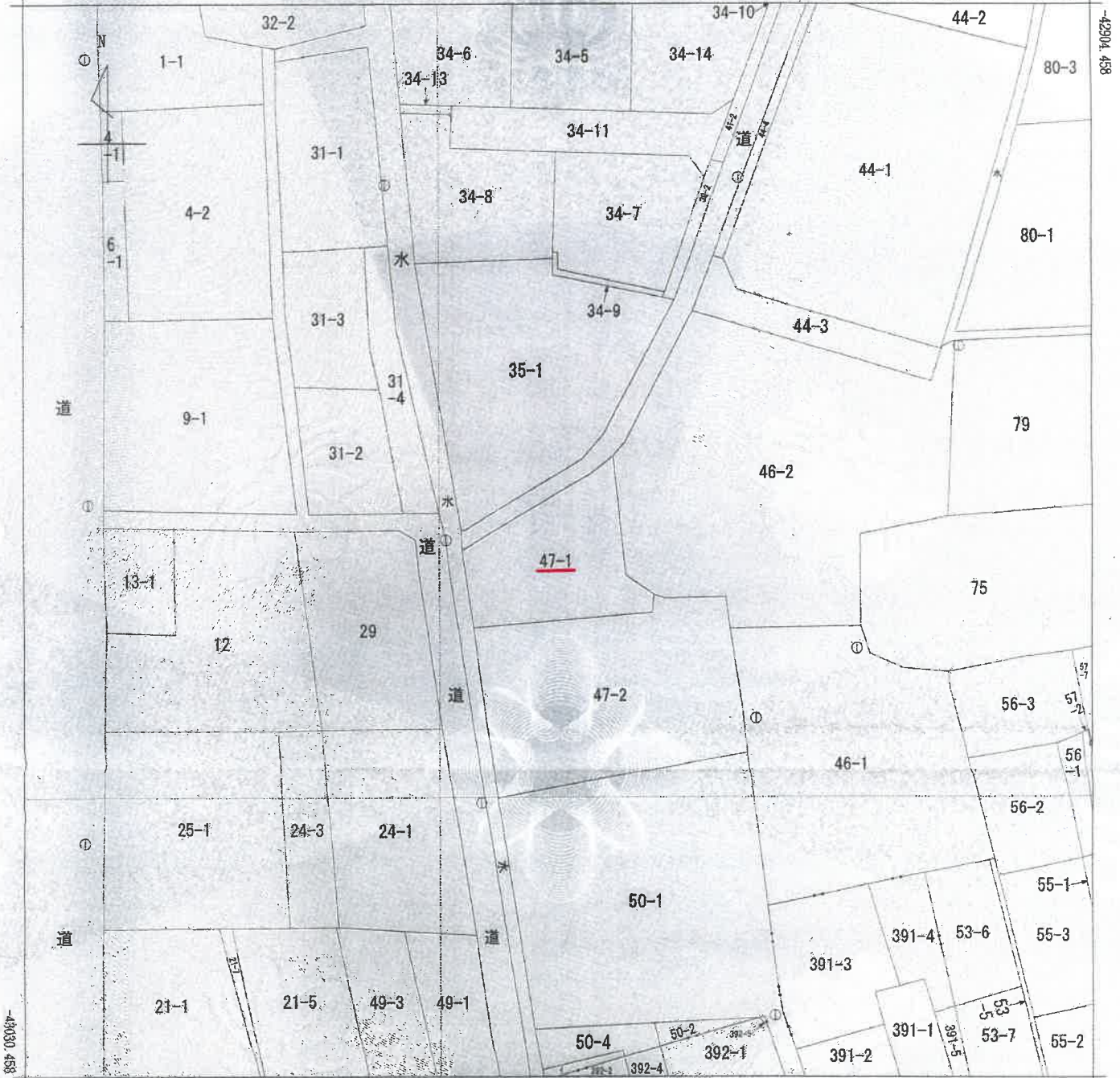
この背景地図等データは国土地理院の電子国土Webシステムから配信されたものである。



1 50-3
D 57-14

(座標値種別：図上測定)

+6594.458



+6469.458 (座標値種別：図上測定)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhoku_r1heiyouki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出し
東下条町

請求部	所在	甲府市東下条町字西河原				地番	47番1	
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	VIII	分類	地図(法第14条第1項)	
作成年月日					備付年月日(原図)	昭和60年2月		補記事項

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(甲府地方法務局管轄)

令和5年4月14日

大津地方法務局

地図整理番号：M23514

登記官

(1/1)

A4判に縮小